

旅館業営業許可申請 のてびき

今治保健所

生活衛生課 生活衛生係

TEL 0898-23-2500 (内 324)

FAX 0898-23-2531

E-mail ima-skt-eisei@pref.ehime.lg.jp

旅館業営業許可申請の手続き

1. 事前相談

- ・設計図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
- ・旅館業法以外の関係部署にもご相談ください(相談窓口一覧参照)。

2. 書類の提出

- ・申請書等は営業開始前に余裕を持って提出してください。

3. 施設検査

- ・あらかじめ施設検査日を打ち合わせて実施します。
(施設検査の際は、営業者が立ち会ってください。)

4. 営業開始

- ・施設基準に適合すると許可証を交付します。
- ・利用者の見やすい所へ掲示してください。

変更届について

営業開始後、申請書記載事項（営業の種別を除く。）に変更があった場合は、10日以内に変更届を提出してください。

〔営業者の住所、氏名（法人にあっては代表者）営業施設の名称、構造設備、浴場の衛生管理責任者等〕

ただし、大幅な規模構造の変更は、新たに許可申請の手続きが必要となります。

旅館業営業許可申請に必要な書類

書類は営業開始前に余裕を持って提出してください。

	必要書類	内容								
1	旅館業営業許可申請書	○営業の種別 <table><tr><th>営業の種別</th><th>内容</th></tr><tr><td>ホテル・旅館営業</td><td>施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。 1 客室の床面積 7 ㎡以上 (寝台を置く客室は 9 ㎡以上)</td></tr><tr><td>簡易宿所営業</td><td>客室を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの。 客室の延床面積 33 ㎡以上 (宿泊者人数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積)</td></tr><tr><td>下宿営業</td><td>1 ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業</td></tr></table> ○法施行規則第 5 条第 1 項の特例施設 ◇ 季節営業の施設（キャンプ場・スキー場・海水浴場等） ◇ 交通不便地域の施設 ◇ 一時的に営業する施設（体育会・博覧会等） ◇ 農林漁業体験民宿 ※上記施設で、同施行規則第 2 項又は第 3 項の基準適用除外に該当する場合はその内容を具体的に記載した書類が必要です。	営業の種別	内容	ホテル・旅館営業	施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。 1 客室の床面積 7 ㎡以上 (寝台を置く客室は 9 ㎡以上)	簡易宿所営業	客室を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの。 客室の延床面積 33 ㎡以上 (宿泊者人数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積)	下宿営業	1 ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業
営業の種別	内容									
ホテル・旅館営業	施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。 1 客室の床面積 7 ㎡以上 (寝台を置く客室は 9 ㎡以上)									
簡易宿所営業	客室を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの。 客室の延床面積 33 ㎡以上 (宿泊者人数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積)									
下宿営業	1 ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業									
2	疎明書	法第 3 条第 2 項各号の次の事項に該当しない場合は疎明書が必要です。 ① 旅館業法による刑執行後 3 年未満の者。 ② 許可取り消し後 3 年未満の者。 ③ 旅館業務を行う法人の役員のうち前記に該当する者。								
3	構造設備の概要	構造設備が法の基準に適合する旨を具体的に記載してください。								
4	定款または寄付行為：原本とコピー	申請者が法人の場合のみ								
5	登記事項証明書	申請者が法人の場合のみ ※登記事項証明書添付省略届で代用可能です。								
6	配置図、平面図、立面図	面積の算出ができるように寸法を記載してください。 立面図は採光窓に寸法を記入してください。								

7	見取図	営業施設を中心とした半径 150mの円を記載したものが必要です。 ※施設の周囲おおむね 100mの区域内に、学校・幼保連携型認定こども園・児童福祉施設・社会教育施設・県条例で定める図書館・博物館・青少年教育施設・スポーツ施設等がある場合で、当該施設の設置によって清純な施設環境が害されるおそれがある場合は許可されません（清純な施設環境が害されるおそれについては、施設管理者又は所管長に意見を求めます）（法第3条第3項）。
8	原水の水質検査成績書：原本とコピー	浴場を使用する水が「水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合（※）」のみ （※）井戸水、温泉水、水道水を貯水槽に貯めて使用する等
9	浴場の配管系統図	浴場の配管系統図を添付してください。
10	施設が消防法令に適合していることを示す書類：原本とコピー	施設が消防法令に適合していることを示す書類を提出してください（消防法令適合通知書 等） ※手続きについて、あらかじめ消防本部にご相談ください。
11	建築確認検査済証：原本とコピー	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証 ※施設が検査対象か、あらかじめ担当部署にご相談ください。
12	建築基準関係規定に適合している旨の証明書	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(11)がない場合、施設が建築基準法に適合していることを示す書類を提出してください。※あらかじめ、建築士に相談してください。
13	旅館業営業施設完成届出書	新築の場合、建物完成後に提出してください。
14	法人役員等記入表	法第3条第2項第5号から第8号への該当の確認に利用します。
15	申請手数料	22,300 円の愛媛県収入証紙 （建物内に証紙の購入場所があります。）

※原本とコピーの両方を持参いただく書類は原本照合の上、原本は返却します。

令和8年7月現在